

建築基準法で規定されている高さ制限について、屋上や途中階にパイプ手すりを設ける場合の取り扱いについて、下記の通り定める。

1. 適用できる手すりの条件

手すりが縦棧のパイプ状のもので、見通しがきき、採光通風に影響のないもの。
(パネル状のものやパンチングメタル等の面状のものは除く。)

2. 全般的な考え方 (表1・図1)

令2条1項6号ハにある屋上突出物とみなせる手すりは、そのすべてを高さ算入しない。

その他、道路斜線、隣地斜線は、バルコニーや屋外廊下の手すりでも、1.に該当するものは高さ算入しなくてもよい。(ただし、高さ算定で日影規制対象となった場合、及び、高さ制限で天空率を利用する場合は、手すり部分も含めて検討する。)

3. 高度斜線の検討 (表1・図1)

①屋上・屋外階段の屋上部分

屋上突出物とみなせる手すり部分を高さ算入しない。

②バルコニー

ルーフバルコニーが、屋上か途中階かに係わらず、建築物全体で利用されるものは、手すり部分を屋上突出物とみなし、高さ算入しない。一方、建築物全体で利用されない途中階のルーフバルコニーやはね出しバルコニーは、手すり部分を屋上突出物とはみなせないが、手すりの横棧部分の上部10cm程度を算入しないことができる。

③屋外廊下

手すり部分を屋上突出物とはみなせないが、手すりの横棧分上部10cm程度を高さ算入しないことができる。

参考

屋上等のパイプ手すり(縦棧)の斜線緩和

	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	高度地区		日影規制	天空率
				高度斜線	最低高度		
屋上	○	○	○	○	○	×	×
ルーフバルコニー	○	○	△	△	△	×	×
はね出しの廊下又はバルコニー	○	○	△	△	△	×	×
屋外階段の屋上部分	○	○	○	○	○	×	×
屋外階段の屋上以外の部分	×	×	×	×	×	×	×

凡例 ○：緩和 △：緩和か一部緩和 ×：緩和不可

表 1

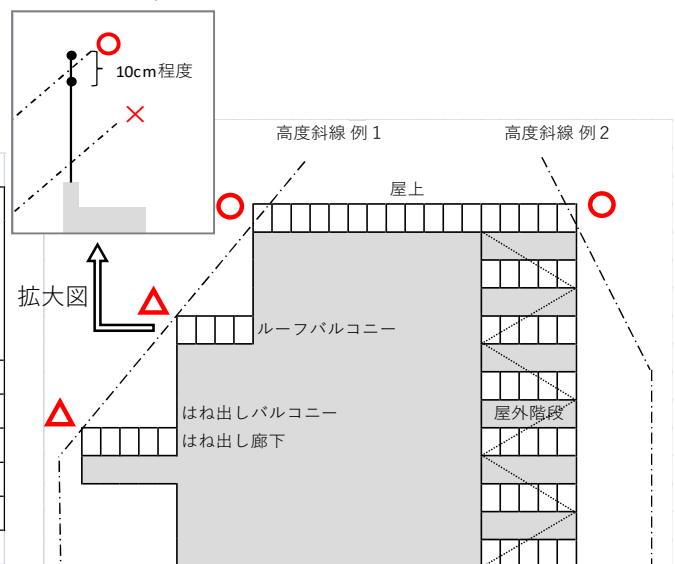


図 1

作成2022.9.1

参考 建築基準法質疑応答集 P 5,083

2017年度版 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 P 107、225、226、255